

荒川区自立支援協議会設置要綱

平成24年 2月1日制定
23荒福障第6682号
(副区長決定)
平成28年3月25日一部改正

(目的及び設置)

第1条 次に掲げる事項を目的として地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (1) 障害者が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指すため、地域の関係機関が連携し、情報の共有及び協働を図るための障害者を支えるネットワークを構築すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、この協議会に、障害を理由とする差別に関する相談並びに紛争の防止及び解決等を推進するための取組を行うこと。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について調査検討し、障害者を支援する。

- (1) 地域の関係機関のネットワークの構築に関する事項
- (2) 相談支援の人材育成等に関する事項
- (3) 個別事例の対応についての協議及び調整に関する事項
- (4) 障害を理由とする差別に関する相談及び事例に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、地域における障害者の自立支援に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員から区長が委嘱する者で組織する。

- (1) 当事者
- (2) 障害者団体
- (3) サービス提供事業者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 民生委員・児童委員協議会
- (6) 障害者就労関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 医療関係団体
- (9) 官公庁
- (10) その他区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の相互により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(運営会議)

第7条 協議会に、協議会の調査検討を補佐するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長の指名する者をもって組織する。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(情報漏えいの防止)

第9条 区長は、委員がその職務上知り得た情報を漏えいすることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。